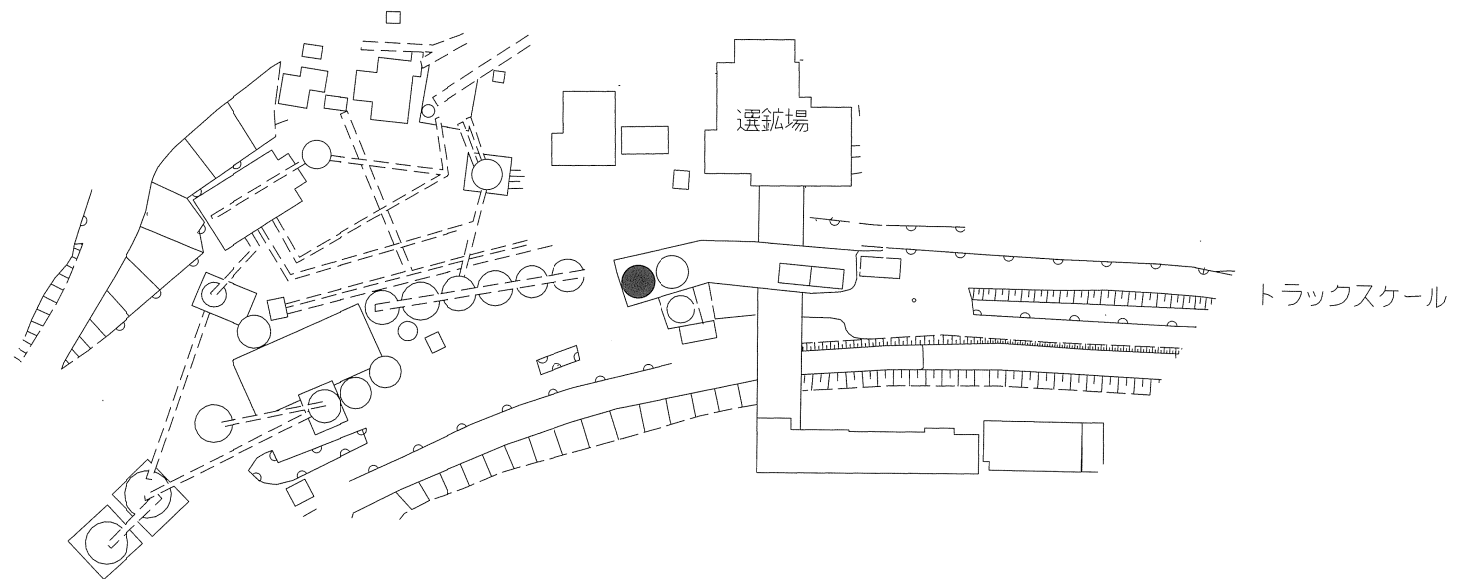


災害等情報（詳報）

鉱 種：石灰石	鉱山の所在地：福岡県					
災害等の種類： 坑外：機械のため	発生日時： 平成30年5月22日（火） 13時40分頃	罹 災 者 数	死	重	軽	計
					1	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 27歳、係員、直轄、勤続年数1年5ヶ月、担当職経験年数1年5ヶ月						
罹災程度：右示指不全切断（休業日数8日）						
【概要】 作業員A（罹災者）は、作業員B（主任）と砕砂タンクの下部のトラック積込み場で、小分け出荷のためのフレコンバックへの詰込み作業をしていた。 作業は、同タンク下部の抜出口の位置が、高所（2m以上）であるため、フォークリフトのフォーク部に取付けた専用作業台（墜落防止用の手すりの付いた特製パレット）に1トフレコンバッグを乗せ、「安全作業基準」により、安全帯を付けた作業員Aが同作業台上で、タンク下部の抜出口付近にフレコンバッグの中袋口を右手で押し当てながら、詰込むもの。（作業員Bはフォークリフトの運転席で待機。） しかし、災害時の作業は、通常使用しているタンクが空であったため、隣接する別のタンクから行っていた。 作業員Aは、砕砂をフレコンバッグに落とす際、左手で抜出口に設置しているダンパー（スライド可動はエアを電磁弁で操作する方式）の開閉操作を行った。通常時は天井から吊り下げられた専用の開閉操作用のリモコンを用いるが、隣接するタンクにはそのようなリモコンがなかったため、エア電磁弁付近にあるつまみを用いて開閉操作を行った。 その時、抜出口付近でフレコンバッグの中袋を押さえるため添えていた右手の人差し指をスライド部で挟んで罹災した。（当該ダンパーは、通常作業時のダンパーのスライド可動方向とは逆向きであった。） なお、この通常と異なるタンクの抜出口で作業をしたのは、今回が初めてであった。 また、電磁弁の位置の関係上、作業時には開閉操作を左手で行い、右手はフレコン中袋を抜出口から外れないよう押し付ける必要があるため、両腕が広がり、作業的に余裕がない体勢になったことも要因と推測される。						
【原因】 ・フレコン詰め専用のタンク以外で作業を行った。※ ・フレコン詰め作業の手順書が定められていなかった。 （フレコン作業を行う作業箇所については、専用のリモコンを設置し、他箇所の抜出口と分けていたが、明文化したものがなく、作業員には周知徹底していなかった。） ※フレコン詰め専用作業箇所と今回作業箇所との相違について						

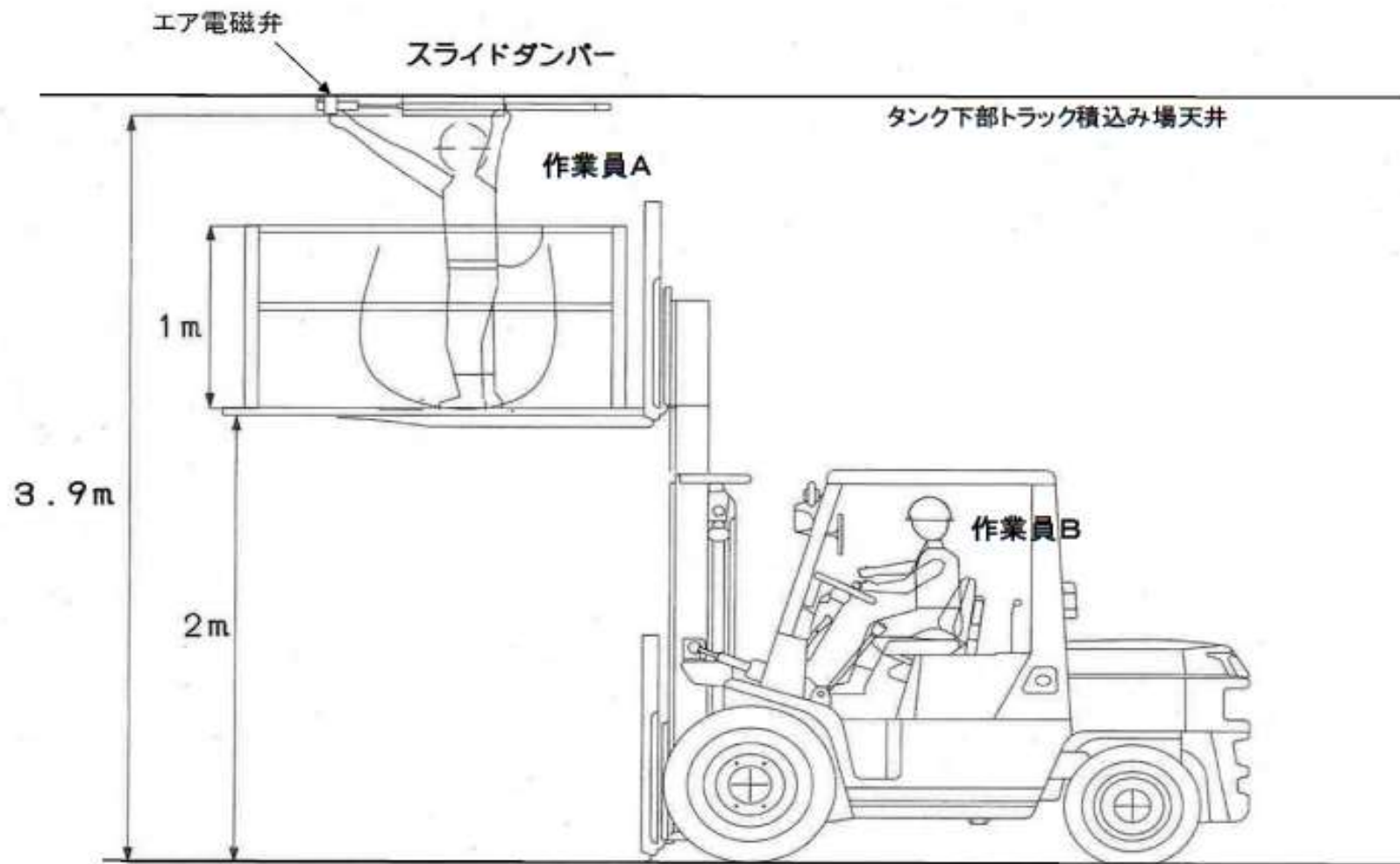
①開閉リモコン; 通常の作業箇所では天井から専用のリモコンがあるが、他と同様に今回の作業箇所にはフレコン詰め専用リモコンは設けていない。このため、開閉操作するには、エアの電磁弁を直接操作するしかなかった。 ②ダンパースライド可動部; スライド部の向きが通常使用する作業箇所と今回の作業箇所とは逆向きになっており、作業前にダンパーのスライド方向を確認していれば、右手を罹災することは無かったと思われる。
【対策】 ○当該フレコン詰め作業を廃止。 なお、災害発生後から上記作業廃止までの間については、以下のとおり対応し、安全対策を講じた。 ・専用作業箇所以外ではフレコン詰め作業を行わない。 ・抜出口に補助シュートを取付け、作業は地上で行う。その際は、トラックで使用しているリモコンから操作する。 ・現況調査を行い、これを踏まえて、「フレコン詰め作業 S-55」を作成し、保安委員会に諮り、制定。 ○上記の基準を「安全作業基準」に追加し、労働者全員に周知。
【参考情報等】 ○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。 ＜鉱山保安法令＞ 施行規則第 12 条 鉱業上使用する機械、器具及び工作物について鉱業権者が講ずべき措置は、当該機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知することとする。
【お問い合わせ先】 九州産業保安監督部 鉱山保安課 山本、栗原 電話番号：０９２－４８２－５９３１

位置図



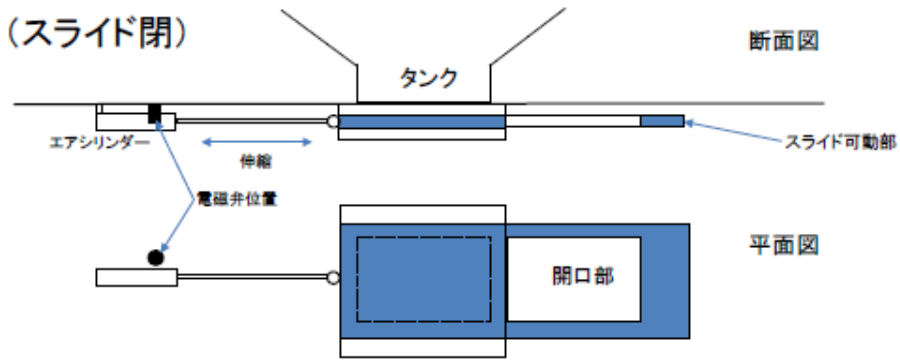
●が災害発生箇所の碎砂タンク

罹災時略図

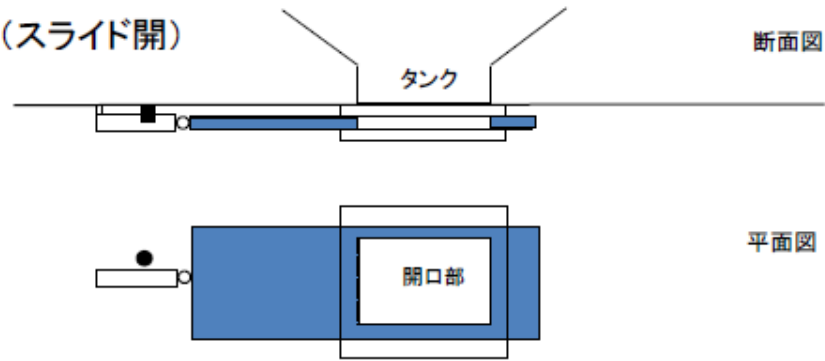


スライドダンパー略図

(スライド閉)



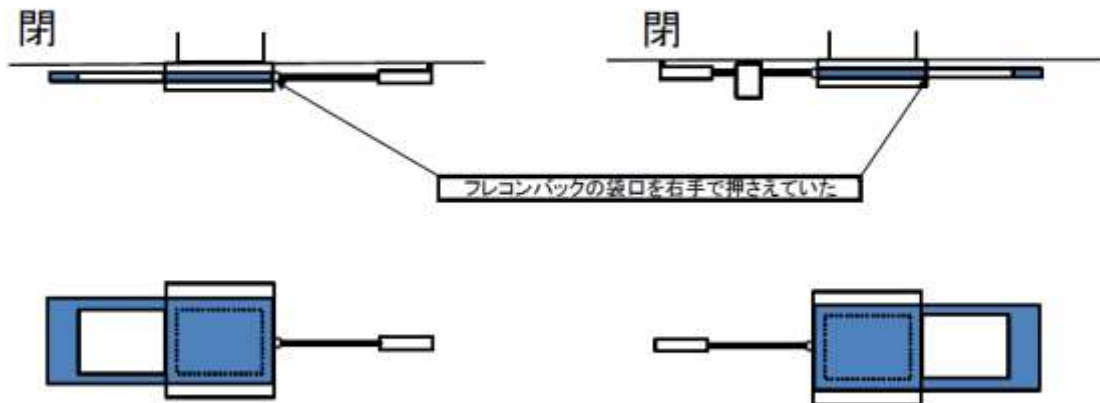
(スライド開)



通常作業時と罹災時のスライドダンパーの設置状況

●通常使用していたスライドダンパー

●災害発生箇所のスライドダンパー



通常使用時と災害発生時のスライドダンパーの構造は同じであるが、ダンパーのスライド方向が逆となっている。

